

すそのん報道提供資料

令和5年11月24日



裾野市マスコットキャラクター

裾野市議会 12月定例会日程（案）が決定 会期は11月28日～12月13日までの16日間

裾野市議会 12月定例会の日程（案）が決定しましたのでお知らせいたします。

会 期／令和5年11月28日（火）～12月13日（水）〈16日間〉

主な日程／一般質問：12月6日（水）～12月11日（月）

と ころ／市役所5階 議場

そ の 他／日程の詳細、一般質問の通告内容は別添の資料のとおりです。

問 合 せ／裾野市 議会事務局 担当：勝又友揮

Tel.055-995-1839

担当

裾野市 議会事務局
電話 055-995-1839
担当課長：湯山 博之
担 当 者：勝又 友揮

令和5年裾野市議会12月定例会日程（案）

○会 期 令和5年11月28日（火）～12月13日（水）〈16日間〉 R5.11.22

月 日	曜日	会議名	開議時刻	会 議 内 容
11月21日	火	告 示		
11月22日	水	議会運営委員会	午前10時	
11月23日	木			
11月24日	金			
11月25日	土			
11月26日	日			
11月27日	月			
11月28日	火	本 会 議	午前10時	*諮問第1号、諮問第2号及び第84号議案～第100号議案 提案理由の説明・補足説明
11月29日	水	休 会		
11月30日	木	本 会 議	午前10時	*諮問第1号、諮問第2号及び第84号議案～第100号議案 質疑・委員会付託（付託省略の議案は質疑・討論・採決）
		予算決算委員会	本会議終了後	*付託議案の分科会割振り *分科会開催日の決定
12月 1日	金	予算決算委員会 （総務分科会） 総務委員会	午前9時	*付託議案（補正予算）質疑・意見 *付託議案（その他）審査
12月 2日	土	休 会		
12月 3日	日	休 会		
12月 4日	月	予算決算委員会 （産業建設水道分科会） 産業建設水道委員会	午前9時	*付託議案（補正予算）質疑・意見 *付託議案（その他）審査
12月 5日	火	予算決算委員会 （厚生文教分科会） 厚生文教委員会	午前9時	*付託議案（補正予算）質疑・意見 *付託議案（その他）審査
12月 6日	水	本 会 議	午前10時	*一般質問①（ 1番 ～ 3番）
12月 7日	木	本 会 議	午前10時	*一般質問②（ 4番 ～ 6番）

月 日	曜日	会議名	開議時刻	会議内容
12月 8日	金	本 会 議	午前10時	*一般質問③ (7番 ~ 9番)
12月 9日	土	休 会		
12月10日	日	休 会		
12月11日	月	本 会 議	午前10時	*一般質問④ (10番 ~ 12番)
		予算決算委員会	本会議終了後	*付託議案 各分科会委員長報告 質疑・討論の意思表示・採決
12月12日	火	休 会		
12月13日	水	本 会 議	午前10時	*付託議案 各常任委員長報告 質疑・討論・採決

一 般 質 問 通 告 書

(通告者 1 2 名)

令和 5 年裾野市議会 1 2 月定例会

目 次

日にち	順番	氏 名	ページ	一括質問	一問一答
12月 6日 (水)	1	木村 典由 議員	1 ~ 3		○
	2	井出 悟 議員	4 ~ 10	○	
	3	内藤 法子 議員	11 ~ 14		○
12月 7日 (木)	4	浅田 基行 議員	15 ~ 17		○
	5	二ノ宮善明 議員	18 ~ 20		○
	6	三富美代子 議員	21 ~ 23	○	
12月 8日 (金)	7	岡本 和枝 議員	24 ~ 26		○
	8	土屋 主久 議員	27 ~ 30		○
	9	増田 祐二 議員	31 ~ 33		○
12月 11日 (月)	10	小林 俊 議員	34 ~ 35		○
	11	則武 優貴 議員	36		○
	12	小林 浩文 議員	37 ~ 39	○	

質問議員 質問事項	質問の要旨	答弁要求者 職名
1 木村典由	<p>裾野市総合グラウンドは、市民のスポーツの振興と健康の増進に寄与し、また市の魅力向上と地域コミュニティの結びつきを強化する上で中心的な役割を果たしている。しかしながら、変わりゆく時代のニーズに合わせて施設の機能向上や多様な利用者の要望に応えるための改善が求められている。</p> <p>こうした背景を踏まえ、市が現在及び将来にわたって、どのようにして裾野市総合グラウンドを市民にとってより価値あるものとして位置づけ、充実させていくのか、その具体的な方針と実行計画について市の見解を伺う。</p> <p>(1) 裾野市総合グラウンドは市民のスポーツやレクリエーションを楽しむ場として広く利用されており、その利用状況は市の施設管理や将来の改善計画を策定する上で欠かせない指標となる。実態について、以下伺う。</p> <p>ア 総合グラウンドの平均的な稼働率は。</p> <p>イ 週末や祝日の利用者数の違いはどの程度見られるか。</p> <p>ウ 市民以外の利用がどの程度あるのか把握はしているか。</p> <p>(2) 施設の機能向上や改修に関して市民から寄せられている主な要望事項は何か。</p> <p>(3) 裾野市総合グラウンドの大部分が借地であるという現実、施設の将来性に関して一定の不確実性をもたらしている。この点について伺う。</p> <p>ア 総合グラウンドが位置する借地の現在の契約条件と期限はどのようになっているか。</p> <p>イ 市は総合グラウンドの運営をどのように継続する計画を有しているのか。</p> <p>ウ 施設の将来の運営と改善計画において、土地の所有権問題が与える影響を最小化するための戦略について市はどのように考えているのか。</p>	市長
1 裾野市総合グラウンドの将来展望について		

質問事項	質問の要旨	答弁要求者 職名
2 商工業活性化に向けた地域経済の強化について	<p>裾野市における中小企業の繁栄は地域経済にとって不可欠な要素と考える。新型コロナウイルス感染症が徐々に収束に向かう中でも、物価高や人材不足といった厳しい課題に直面している現状がある。これらの課題を克服し、中小企業の更なる成長を促すため、市は中小企業振興基本条例のもと、中小企業等振興推進会議を設置し、令和4年4月の第1回会議を皮切りに現在まで6回にわたり開催されている。</p> <p>この会議を通じて、中小企業を取り巻く環境改善に向けた具体的な取り組みについて進展はあるのか、また、これからどのような施策が計画されているのか伺う。</p> <p>(1) 中小企業等振興推進会議でこれまでに討議された主要な課題と、それに対する施策の概要は。</p> <p>(2) 会議で議論された施策の中で、現在実行中、あるいは実行予定のものは具体的にどのようなものがあるのか。</p> <p>(3) 物価高騰の問題に対処するために、具体的な支援策は考えられているか。</p> <p>(4) 中小企業をはじめとする様々な業種において感じられている人手不足は、生産性やビジネス成長に直接的な影響を与える。この一般的な人手不足に対して、市は具体的な対策を検討しているか。</p> <p>(5) 地域経済の活性化には様々な要素が関連するが、市として特に重視している活性化の要素は。</p> <p>(6) 地域経済を活性化させるとともに、住民の結束を強化する手段として、地域通貨の導入が有効であると考えられる。地域通貨を導入することで、地元での消費を促進し、中小企業の支援を強化するなど、経済循環の活性化が期待できる。このような効果を踏まえ、市として地域通貨の導入に向けた検討は行われているか。</p>	市長

質問事項	質問の要旨	答弁要求者 職名
<p>3 カーボンニュートラルと観光振興を目指したEV充電インフラの拡充戦略について</p>	<p>2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、EV普及とEV充電インフラの拡充が急加速している。経済産業省はEV充電器の設置目標を2030年までに30万口（現在3万基）とするなど、充電環境の整備が全国で求められている。</p> <p>その中において、御殿場市は、エコガーデンシティ構想を推進し、令和2年に県内初のゼロカーボン宣言を行い、続いてSDGs未来都市の選定を受け、御殿場市版脱炭素ロードマップを策定した。脱炭素化への新たな取組として、EVの普及を積極的に推進する中、2023年10月18日に、テラチャージと連携協定締結を行い、2023年度に6施設12基、24年度以降100基を目指す方針を示している。「Terra Charge」とは、テラモーターズが提供する電動（EV）自動車向け充電インフラ事業で、2022年4月より提供を開始した電気自動車（EV）向けの充電インフラで、EVの普及率が低い状況で「費用がかかる充電設備導入の合意形成が難しい」という社会課題を解決すべく、初期費用無料・ランニングコスト無料というソリューションの実現をする事業となる。</p> <p>当市においても、このような事例を参考に市内の観光施設をはじめ、公共施設へのEV充電器の設置を進めてはどうか、以下伺う。</p> <p>(1) EV所有者を対象とした観光戦略においては、御殿場市が提供する充電インフラの充実が鍵になると考える。観光地において十分な充電設備を整備することで、EV所有者は旅行の際の「航続距離の不安」を軽減でき、御殿場市を訪れやすくなる。加えて、環境に優しい観光が可能であるというイメージは、エコツーリズムを志向する観光客にとっても魅力的である。当市でも活用すれば充電ステーションの情報を観光案内で積極的に提供すること、EVを使った観光プロモーション、環境に配慮した観光コースの開発など、持続可能な観光政策を推進することが期待できると考える。観光戦略の面からの市の見解を伺う。</p> <p>(2) 6月定例会の一般質問答弁にて、市役所駐車場の充電施設が、平成26年12月に設置、8年半経過という事で10年を目途に更新を予定しており、現在は費用負担を考慮しながら導入方法の調査をしているとあった。現在の調査の進捗状況を伺う。</p>	<p>市長</p>

質問議員 質問事項	質問の要旨	答弁要求者 職名
2 井出 悟	<p>自治体経営の根幹は「人口」である。裾野市の急激な人口減少は避けられない厳しい事実と受け止めなければならない。この現実を見ないふりをする事も、逃げる事も選択としてあると思うし、市民の中には厳しい現実を口にするのを忌み嫌う雰囲気もある。</p> <p>15年前（2008年）と本年（2023年）の人口動態を確認すると、 70歳から75歳の人口は2008年（人口が過去最高年）比で1.69倍（2,709人→4,545人） 30歳から35歳の人口は2008年（人口が過去最高年）比で0.57倍（5,460人→3,137人） 生産年齢人口（15歳から65歳）は2008年比で0.80倍（37,232人→29,791人）である。</p> <p>つまり「たった15年で」裾野市の人口動態は、①高齢者人口が倍増、②子育て世代が半減、③生産年齢人口が総人口減少以上の速度で減少している。その結果、①高齢者人口の倍増に対応した高齢者福祉に必要なコスト増加、②子育て世代の半減、生産年齢人口の減少によって市税収入が相対的に減少する、という2つの課題が明確になっている。</p> <p>裾野市の人口動態の厳しい現実を乗り越えるために、村田市長が学校再編の考えを示された際に述べられた「床から、人へ」つまりハードからソフトへ政策を転換する方向性は、全ての政策に必要な視点であり、政策転換を加速的に行わなければ、貴重な財源が床に吸われてしまうことが避けられない。</p> <p>既にその兆しによって、ヘルシーパークのバーデプールが閉鎖されるなど、公共施設の改修に手がつけられず、閉鎖せざるを得ない施設が出始めている。これが現実である。これを乗り越え、村田市長が目指す「床から、人へ」の政策転換を実現するための1丁目1番地が「公共施設等総合管理計画」に基づく確実な公共施設の縮減である。</p> <p>特に人口動態や歳出構造が変化する中、旧態依然と公共施設の廃止ができない現状に、私は非常に強い危機感を持っている。公共施設を廃止せず、とりあえず使える限界まで騙し騙し使うことは可能である。しかし、適切な時期に大規模改修が出来なかった公共施設は、古くなって使い勝手が悪くなる「陳腐化」が進み、結果、倍増する高齢者にも、半減する子育て世代にも、魅力的な公共施設では無くなり、結果、使用されなくなったり、安全上の理由で閉鎖することとなる。これらの状況によって、定住先を決める子育て世代への訴求力が急速に失われ、子育て世代の転出を今以上に加速させ、子どもの更なる人数減少の加速につながってしまう懸念に、私は強い危惧を持っている。</p> <p>人口動態からも、もはや全ての公共施設を「維持できる」状況では到底無い。この認識は市も公共施設等総合管理計画で示している。たった15年で①高齢者人口が倍増し、②子育て世代が半減し、③生産年齢人口の減少割合が総人口減少以上で減少している、このことを踏まえれば、この先15年後には年齢別人口最多の年代は85歳から90歳となり、年齢構成が劇的に様変わりする。その時点で残された公共施設を維持更新できる可能性は極めて低く、その間に進展する道路、上下水道などのインフラ施設の老朽化への対応、高まりつづける扶助費なども勘案すれば、公共施設を改廃する体力が残っているとは到底考えられず、多くの施設が陳腐化し閉鎖せざるを得なくなる可能性がある。これは公共施設等総合管理計画にも、「改修できずに休止する施設が多く出てくる可能性</p>	

質問事項	質問の要旨	答弁要求者 職名
<p>1 市長戦略の推進に向けた投資返済計画と、公共施設の統廃合について</p>	<p>があり、安全上の影響が生ずる場合には機能の一時停止も視野に入れる」と示されており、現状のままでは公共施設の維持は不可能であると市の考えも示されている。</p> <p>このような厳しい現実を真正面から受け止め、乗り越えるために廃止する覚悟が持てなければ、明るい未来の裾野市を次の世代に引き継ぐことはできない。次の世代に持続可能な裾野市を引き継ぐためには、「床から、人へ」の政策転換の実現のために、人口減少への対応を先手、先手で完徹することが必要ではないか。</p> <p>解決しなければならない数多の課題があるが、裾野市の人口減少の厳しい現実を乗り越えるための指摘と提案をお伝えした上で、村田市長の考えをお伺いしたい。</p> <p>裾野市の人口減少は想定を超える速さで進展している。令和5年4月の0歳は281人で、子どもの人数の急激な減少は、将来に向けた子育て政策への投資の決断を見直さなければならなくなっている。</p> <p>例えば学校統廃合や幼保再編を行うには財政力が必要であるが、令和11年から12年頃ピークを迎える公債費や扶助費などの義務的経費の上昇ピークに財政が耐えるためには、指定管理費などの運営費を伴う公共施設の廃止を最優先に進めなければならないのは明らかである。令和11年から12年の間は、市の大型事業推進時期と重なっている。例えば残事業費80億円余とされる裾野駅西土地地区画整理事業、これまで市が計画で公表している美化センター施設更新事業の事業費81億円余、(仮称)御師公園整備事業、学校再編のための校舎や給食センターなどの新設または大規模改修事業、幼児施設再編のための公立こども園の新設または更新や大規模改修事業、そして公共施設等総合管理計画で示されている1970～1980年代に建設された公共施設の新設または更新や大規模改修の第1波目へ対応するための事業など、項目を挙げればとてつもない事業費が積み上がる状況となっているのではないか。</p> <p>さらに、令和4年度決算で「実質単年度収支」の黒字が実現し、市民や職員の間にも「既に財政非常事態を乗り越えた」空気感が漂い始めているようにも感じる。むしろ財政運営が厳しくなるのは、令和11年から12年であるはずなのに、義務的経費を抑制するために不可欠な公共施設廃止の道筋は殆どついていない。未来に向けた事業や重点事業への投資は、生き残りとして、子育て世代から選ばれるために必要な市長戦略なのではないか。市長戦略を推し進めるためには、公共施設の廃止を最優先に決断することが必要不可欠である。</p> <p>(1) 今後の財政見直しなどに示される将来の歳出、市長戦略実現のための大型事業に対する投資返済計画、公共施設等総合管理計画に示されている公共施設の維持や統廃合に係る歳出の増減見込み、「学校施設再編基本計画」に示される学校再編に向けた投資返済、廃止計画など、市全体の財政を俯瞰した中長期の投資返済と運営費など、財政整合性の可視化が必要ではないか。現状と課題、今後の展望に対する市の考えを伺う。</p>	<p>市長</p>

質問事項	質問の要旨	答弁要求者 職名
<p>2 借地解消の取り組みと公共施設の廃止について</p>	<p>(2) 「公共施設等総合管理計画」「学校施設再編基本計画」などはこの先 15 年の計画となっているが、既にピーク時人口に対し、総人口は 48,000 人台突入でおよそ 10%減、生産年齢人口が 20%減、0 歳から 5 歳人口が 36%減、0 歳人口が 48%減、と想定以上の減少、これが現実である。人口減少の現実には先手、先手で対応するよう、公共施設の統廃合に関連する各種計画を大幅に早めた政策の実施が必要ではないか。現状と課題、今後の展望に対する市の考えを伺う。</p> <p>借地解消の取り組みは、これまで借地料という財政的な側面で議論の俎上に上がっているが、本質的に必要な視点は、公共事業（公共の利益の恒久的実現）のために必要な公共用地の取得は、憲法第 29 条において、公共の福祉の増進のため私有財産は、正当な補償を行うことで公共のために用いることができると定めている。この原理原則に基づき公共用地の確保は、国民の相互関係を対象とした私法（自由平等の関係を基盤に私益の調整が目的）である賃貸借契約でなく、公法（支配服従の関係を定めて公益の実現が目的）による取得を前提とし、地権者と用地取得に向けた任意協議と並行して、土地収用法を適用した手続きに移行できる状態としておくことこそが、不可欠な基本的姿勢だと考える。</p> <p>逆に、そのような整理ができない、説明ができない賃貸借契約は、公共として役割を終えており、公共の必要性が低い賃貸借契約として解消し廃止することが、いまこそ必要な決断ではないか。</p> <p>(1) 公共用地の取得に当たっては、「公共用地の取得に必要なコスト」と「将来持続する借地料の積算」とのコスト比較を行うことが重要である。特に公共用地の取得には、社会資本整備総合交付金などが充当できる場合もあり、より市民の公益実現に対し合理的な手法で権原を取得することが行政には求められる。これら借地の「公共用地の取得に必要なコスト」「交付金などで得られる財政措置」と「将来持続する借地料の積算」の比較算定結果の詳細と、可視化に対する現状と課題、今後の展望に対する市の考えを伺う。</p> <p>(2) 公共事業たる根拠は「裾野市総合計画」を根拠とした「都市計画マスタープラン」「緑の基本計画」などの計画などに示されている。つまり、これら計画に示されている都市施設などの施設は、公共の福祉を実現するための根幹的都市施設であり、必要な公共用地を公法により取得することが合理的だと考えるが、必要な公共用地を取得することに対する現状と課題、今後の展望に対する市の考えを伺う。</p>	<p>市長</p>

質問事項	質問の要旨	答弁要求者 職名
	<p>(3) 土地収用法第3条（土地を収用し、又は使用することができる事業）の第1号から第35号に照らし合わせて、「明らかにいずれかの号に該当し、事業認定または事業承認を受けられる可能性がある借地」「明らかにいずれかの号にも該当しない借地」の区分を明らかにすることは、「市が事業用地を持つ絶対的な必要性」を判断するために必要なことであると考え。現在の借地は土地収用法第3条の第1号から第35号に照らし合わせた区分はできるか。それぞれの詳細と、借地を土地収用法第3条に照らし合わせて分類し可視化していくことに対する現状と課題、今後の展望に対する市の考えを伺う。</p> <p>(4) 「借地解消の取り組み」が遅々として進まないのであれば、例えば「借地解消のための基本方針」などを策定し、借地解消に向けて公法を適用し事業執行していくなどの基本的な考え方と、借地契約の終了基準などを分かりやすく示すことが、公共の福祉の恒久的実現のためにも必要ではないか。施設所管課の交渉結果に委ねるのではなく、市全体で俯瞰し平準化した方針で展開していくことに対する現状と課題、今後の展望に対する市の考えを伺う。</p> <p>(5) 「借地解消の取り組み」は、公共用地の必要性を厳格に仕分け、役割を終えた借地契約を解消することで、公共施設の廃止を推し進め、持続可能な財政構造を取り戻すことができる、唯一かつ最優先の取り組みであることは明らかである。借地解消を力強く進めていくことに対する現状と課題、今後の展望に対する市の考えを伺う。</p>	

質問事項	質問の要旨	答弁要求者 職名
3 下水道使用料の受益者負担について	<p>下水道事業の汚水処理原価は令和4年度決算によれば、1立米当たり165.0円(税抜150.0円)となっているが、下水道の利用者が支払う使用料単価は1立米当たり141.8円(税抜128.9円)であり、汚水処理原価と使用料単価の差額は1立米当たり23.2円になる。これは、165円の商品を142円で売っていることと同じで、売れば売るほど赤字になる。すなわち経費回収率100%を実現しない限り、下水道事業の経営が改善することはあり得ない。さらに掘り下げれば、経費回収率は85.91%で、不足分の4,782万円は市税で負担(法定外繰入)しており、この4,782万円を処理区域内の水洗化世帯9,038世帯で割ると、1世帯当たり年間5,290円の下水道使用料の補助している事と同じである。</p> <p>一方で、合併浄化槽やコミュニティプラントの利用者は、設備運用に係る電気代、検査費用、くみ取り費用などの運用経費は利用者が全て負担しており、裾野市も補助していない。昨今の電気代高騰などの影響により例えば、24時間稼働させなければならないブローアなどの値上がりした電気代も利用者が全て負担している。つまり、合併浄化槽やコミュニティプラントの利用者は完全に「受益者負担=経費回収率100%」で運営している。</p> <p>このことを鑑みれば、下水道をご使用頂いている利用者には「合併浄化槽やコミュニティプラントの利用者に、下水道使用料の不足分をご負担頂いている」という事実をご理解頂き、経費回収率100%を早急を実現することが、公平な受益者負担の観点で必要な基本姿勢と考え、市の考えを伺う。</p> <p>※受益者：当然だが、合併浄化槽やコミュニティプラントの利用者、下水道の利用者の双方</p> <p>(1) 上下水道審議会では、下水道使用料の経費回収率の適正化について、市街化調整区域に居住する合併浄化槽やコミュニティプラントの利用者との受益者負担の公平性の観点など、市全体を俯瞰した、公平な受益者負担の議論が重要と考えるが、上下水道事業は水道部、合併浄化槽やコミュニティプラントは環境市民部、と所管部署が異なっており市全体を俯瞰した議論形成に課題があるように見受けられる。上下水道審議会における市全体を俯瞰した受益者負担の可視化と公平性の議論に対する現状認識と課題、今後の展望に対する市の考えを伺う。</p> <p>(2) 合併浄化槽やコミュニティプラントの利用者は、昨今の電気料金などの値上げ影響を自らが負担しながら、下水道使用料の経費回収率不足分も負担しており、結果として2重の負担を強いられている。できるだけ早く下水道使用料の経費回収率を100%にすることが、合併浄化槽やコミュニティプラントの利用者との公平性からも必要だと考えるが、受益者負担の公平性に対する現状認識と課題、今後の展望に対する市の考えを伺う。</p>	市長

質問事項	質問の要旨	答弁要求者 職名
<p>4 学校再編に対する当事者の声や希望を聞き続けていくことについて</p>	<p>(3) 下水道使用料の経費回収率の適正化に向けた使用料改定は、「5年に1回」のように一気に改定するのではなく、例えば「毎年2%を改定」の様に改定することが、負担感の軽減にも有効であり、合併浄化槽やコミュニティプラントの使用者に対する公平性の早期実現にも有効であると考え。使用料改定方式に対する、現状認識と課題、今後の展望に対する市の考えを伺う。</p> <p>「学校教育施設再編基本計画」において適正規模は、クラス替えが可能な1学年2学級以上の規模が、教育環境面、指導体制面、学校経営面、裾野市の教育理念実現、に相応しい規模と明文化され改めて定義された。</p> <p>また、保護者や児童生徒のアンケート結果も公表されており、適正規模が良いとの回答が大半であったこと、学校再編意見交換会においても多くが適正規模を望まれていたこと、学校再編に対する地域の方々の希望と、児童生徒や保護者の希望にギャップがあったこと、なども示されている。</p> <p>過少規模の小中学校に対する学校再編の決定期間の長さは、児童生徒や保護者の就学期間と合致しないことから、学校再編に声を出すことより、私学への進学を選ぶ、転出で適正規模を選択するなどの事例も、私自身多く見てきている。</p> <p>児童生徒や保護者にとって「選択できないこと」に対する渴望感は想像以上に大きく、学校再編意見交換会の説明を聞き「とにかく早く統合して欲しい」と切望する声が私にも届いていることも事実である。今後15年を掛けて地域と議論しながら学校統廃合を行うが、2023年4月1日断面の0歳の人数は281人であり、学区別では須山小12人、深良小17人、富二小4人、千福が丘小6人、南小23人と、学校統廃合を地域と議論する間の6年後には5つの小学校1年生が単学級となる。この年代は子育て世代の社会減影響を受ける年代であるから、子育て世代の転出により更に減少する可能性がある。</p> <p>今後15年を掛けて学校統廃合の議論を地域と行う中、「今、すぐに」適正規模での学びを望む児童生徒や保護者が通常選べる選択肢は、①転出して学区を変える、②私学を選ぶ、の2つしかないこととなる。適正規模での学びの環境を求める子育て世代の「選択できないこと」への渴望感が増大し、それをきっかけにして集落地域に対する絶望感へと変わり、集落地域の豊かな子育て環境の魅力自体を打ち消すことになりかねないと、大変危惧をしている。</p> <p>人口減少は避けられないが、適正規模の確保と集落地域の豊かな子育て環境の魅力向上のためには、「床から、人へ」の投資を増やし、集落地域からの通学アクセスを向上させることが、裾野市に必要な生存戦略であると確信している。</p>	<p>市長 教育長</p>

質問事項	質問の要旨	答弁要求者 職名
	<p>(1) 毎年秋頃から保護者に複数回行っている「就学希望調査」で、過少規模校の就学予定者に対しては「学校教育施設再編基本計画で示す、適正規模校への就学を希望するか」、適正規模校の就学予定者に対しては「学校教育施設再編基本計画で示す、小規模特認校への就学を希望するか」の設問を追加して、子育て世代のニーズ調査を行い、市民に公表していくことが必要だと考える。就学希望調査に対する現状認識と課題、今後の展望に対する市の考えを伺う。</p> <p>(2) 今後 15 年を掛けて学校施設の統廃合議論を地域と行う中においても、適正規模を明確に示した以上、過少規模校の就学者に対して、「選択できない」状態が長期化することは望ましくない。「地域における学校施設のあり様」と「子どもが選択したい学びの環境」への対応は別の事として対応すべきであり、地域の議論状況によって「適正規模の学びの環境が選択できない」という状況は改善が必要ではないか。学校施設の統廃合の議論中でも、過少規模校の就学者が希望により適正規模を選択できることが、子育て世代が集落地域でも安心して住み続けることができる環境づくりの重要な要素であると確信している。 市立小・中学校の通学区域を定める規則と、見直しに対する現状認識と課題、今後の展望に対する市の考えを伺う。</p> <p>(3) 人口減少が加速する中においても、公共交通が守られ続けていることが、今後 15 年を掛けて地域と行う学校統廃合後のスクールバスへの移行に選択肢を残す砦となり得る。 「市立小中学校児童生徒遠距離通学費補助金交付要綱」を見直し、通学のために保護者が公共交通機関を選択することに対して、距離的条件などを緩和し積極的に利用できるように政策転換することが、市の公共交通を守り続ける観点でも重要であると考え。 市立小中学校児童生徒遠距離通学費補助金交付要綱と、見直しに対する現状認識と課題、今後の展望に対する市の考えを伺う。</p>	

質問議員 質問事項	質問の要旨	答弁要求者 職名
<p>3 内藤法子</p> <p>1 公金等事務取扱の適正化について</p>	<p>市の有する債権の管理はどのように行われているのか。公金事務の取扱いの観点から、収入未済額の縮減はどうあるべきかなどの課題について、村田市長はこれに向き合い、市の保有する債権の管理について適正な事務処理が出来るようにしっかりとした指針を示す必要性が有ると考えます。</p> <p>公金等取扱事務の適正化を願って以下質問します。</p> <p>(1) 税外債権の適切な事務処理について。</p> <p>令和2年度に、企業立地促進事業費補助金では、自動車部品メーカーが撤退の際に要綱に於ける10年間の操業が出来なかったとして1億円の返還が行われた事が有りました。これは適正な処理が行われた事例ですが、現在、存在する税外債権の状況について以下伺います。</p> <p>ア 税外債権にはどのようなものが有るか。</p> <p>イ 税外債権の収入未済額の過去5年の推移を伺う。</p> <p>ウ 収入未済額への対応はどのように行われているか。</p> <p>(2) 収入未済額の取扱いについて。</p> <p>ア 予算計上における課題について。</p> <p>予算計上に当たっては、地方自治法第231条 同施行令第154条による収納事務で調定が必要な事が規定されています。調定はどのように行われるのか伺います。</p> <p>イ 決算書に明記されない理由は。</p> <p>予算書で計上され、その結果返還金0であった時に、決算書に収入未済額としての記載が無かった事理由は。</p> <p>ウ 説明責任について。</p> <p>議会の決算審査に於いて、決算書への記載が無く、事務事業調書への記載もない状況では、市の説明責任が問われると考えますが如何でしょうか。</p>	<p>市長</p>

質問事項	質問の要旨	答弁要求者 職名
<p>2 災害弱者を守る防災の体制づくりを</p>	<p>エ 法務・財政部門と連携した対応について。 法令・条例・規則等に則った債務弁済処理について担当課だけでなく、法令遵守のコンプライアンスや財政運営上の観点を踏まえた協議が必要と考えます。どのように行われるのでしょうか。</p> <p>オ 公金等事務取扱マニュアルの必要性 今後の対応として、公金等事務取扱マニュアルの策定が必要と考えますが如何でしょうか。</p> <p>避難行動要支援者の支援に関する制度的な流れを整理すると、「災害弱者」の言葉が使われ始めたのは昭和36年災害対策基本法の制定によります。その後、平成7年の阪神淡路大震災、平成16年新潟・福島豪雨と中越地震等を経験し、災害弱者は具体的に「災害時要援護者」として、国は、災害時要援護者避難支援ガイドラインを作成し、福祉と防災の連携により対象を明確にした避難支援へと移行しています。更に東日本大震災後の平成25年には、災害対策基本法の改正によって、災害弱者の救済の為に、法第49条の10で避難行動要支援者名簿の規定を創設して、令和3年に法第49条の14では個別避難計画の作成を市町村の努力義務としています。</p> <p>法改正の流れの中で、国の定める「災害時要援護者」は、高齢者・障害者・乳幼児・傷病者・妊産婦・難病者・外国人等、災害時に特別な配慮が必要な方々を念頭に、災害時でも支援者が居れば適切に行動できる命と考え、令和3年の法改正で、個別避難計画の作成で平常時から対応できる防災の仕組みづくりを求めています。</p> <p>この流れの中で、特に福祉との連携が重要になっています。災害弱者をつくらない安心安全な防災の体制づくりについて以下伺います。</p> <p>(1) 防災と福祉の連携はどのように図られているか。</p>	<p>市長</p>

質問事項	質問の要旨	答弁要求者 職名
	<p>(2) 避難行動要支援者名簿の作成と課題について。 平成 25 年の災害対策基本法の改正によって市町村に義務化され、令和 4 年 1 月時点で 99.9%の市町村で作成済みになっています。</p> <p>ア 避難行動要支援者名簿の対象者はどのような方々か。</p> <p>イ 避難支援・安否確認・生活支援等へ活用はスムーズに行われているか。</p> <p>ウ 課題として認識している事は。</p> <p>(3) 個別避難計画の作成状況は。</p> <p>ア 作成状況は。</p> <p>イ 作成に係る体制は。</p> <p>ウ 課題として認識している事は。</p> <p>(4) 支援者名簿・個別計画を活かした避難訓練は。 名簿や計画は実践に活かせる事が大切です。市民が主体として動けるものになっているのでしょうか伺います。</p>	

質問事項	質問の要旨	答弁要求者 職名
3 消費生活センターの今後の運営について	<p>消費生活センターは、市民生活の安心安全の砦として、機能して参りました。 長年の課題であった、相談員の育成にもやっと道が開けた段階でしたが、水道部の庁舎移転に伴い、消費生活センターの場所の移動が迫られています。</p> <p>この機会に、消費生活行政の在り方を根本的に検証する必要があると考えます。その上で消費生活センターの機能の充実とより良い運営について共に考えていきたいと願います。</p> <p>(1) 消費生活センターの移動について具体的な検討状況は。</p> <p>(2) 消費者行政の在り方を問う。 組織上の位置づけの見直しが必要と考えます。現在は産業観光スポーツ課の位置づけとなっておりますが、消費生活センター設置条例に照らして効果的な位置づけになっているのでしょうか。 見直しが必要に思いますが如何でしょうか。</p> <p>(3) 今後の運営方針について。 消費生活センターの使命は、消費者被害の救済・未然防止・消費者教育・市民団体の育成等、多岐にわたります。 加えて、他の相談業務の関連が深く、福祉・教育等他の機関との連携が求められます。 今後、機能の充実と、より良い運営についての運営方針を伺います。</p>	市長

質問議員 質問事項	質問の要旨	答弁要求者 職名
<p>4 浅田基行</p> <p>1 市長戦略と行財政構造改革とどう進めていくか</p>	<p>今年も残りわずかとなりました。ここ3年あまりは、コロナ禍という状況の中で事業やイベントなど中止や変更を余儀なくされましたが、今年の5月に2類から5類に変更されてからは徐々に活気が戻ってきたところと感じています。まだコロナやインフルエンザの感染症は完全に収まったわけではなく、円安や物価高騰の影響など財政の苦しい当市の取り巻く環境は厳しいままです。市長が推進する市長戦略で、アクセル踏む「道の駅の構想」や「スマートインターチェンジ」など新たな取り組みを上げている一方、行財政構造改革でブレーキとなる、「学校再編」「給食センター」「幼保施設再編計画」「公共施設のあり方」「美化センター」「裾野駅西土地地区画整理」など財源が大きく必要となる課題が山積している状況にあるが、限られた財源の中で解決に向けた全体図が全く見えない。それどころか今年度やるべきことが計画通りに進んでいるのか、課題は何なのか、来年度以降はどうしていくのかも見えない状況であると感じている。「庁内が一丸となって行う」という言葉は随所で聞かれるものの、担当部署任せが強く私にはそのように行っているとは感じ取れていない。令和4年度決算で実質単年度収支黒字となったという想定外をチャンスと捉え今一度整理していく必要があると考えます。今回は、ブレーキの部分を中心に以下伺う。</p> <p>進捗状況について</p> <p>(1) 学校再編の取り組みの状況について以下伺う。</p> <p>ア 学校再編で今年度の取り組んだ内容を伺う。</p> <p>イ 東小と向田小の統合に向けた来年度以降に取り組む計画を伺う。</p> <p>ウ 東中学校を向田小に移転するイノベーションの計画状況を伺う。</p> <p>(2) 給食センターについて。</p> <p>ア センター方式統一という方針が出たが考えを伺う。</p> <p>イ 現在のセンターの施設は供用開始から30年と老朽化しているがどういったセンターにする計画なのか。</p> <p>ウ 学校再編と併せてとあるが、いつ頃を目処に結論をだすのか。</p>	<p>市長 教育長</p>

質問事項	質問の要旨	答弁要求者 職名
	<p>(3) 幼保施設再編計画について、9月定例会の代表質問で計画を再度見直すということであるが、その後の検討状況について伺う。</p> <p>(4) 公共施設のあり方について今年度どのような検討を行ってきたのか以下伺う。</p> <p>ア 文化センターの大ホールの改修は行うのか。</p> <p>イ 陸上競技場の公認の更新を延長しているが更新する考えでいるのか。</p> <p>ウ 野球場についてもラバーの剥がれや人工芝など老朽化が目立つ状況だが、改修する計画はあるのか。</p> <p>エ 財政の苦しい現状で公共施設のあり方の検討状況を伺う。</p> <p>(5) 美化センターの更新について、11月13日より民間に対しサウンディング調査を行っているが、一般廃棄物を取り扱う民間企業とはどのような企業になるのか。</p> <p>(6) 裾野駅西土地区画整理事業について、以下伺う。</p> <p>ア 交付金額も落ち込む状況で令和11年完了は、計画通り進められているのか。</p> <p>イ 裾野駅周辺整備で賑わい拠点整備の検討状況はどうなっているか。</p>	

質問事項	質問の要旨	答弁要求者 職名
2 東西公民館の今後について	<p>(7) 財政が厳しい状況下で実施していかなくてはならない全体図（計画）はいつになれば見えるようになるのか伺う。</p> <p>(8) 令和4年度実質単年度収支黒字化になったが、財政非常事態宣言はいつまで継続するのか伺う。</p> <p>10月18日に教育部より、教育支援センター拡張・移設に伴う東西公民館の今後について利用者に対し説明会が開かれました。令和4年9月より、「教育支援センター（ふれあい）教室」が鈴木図書館2階の視聴覚室に移転したが、通う児童生徒が増えたことや今後も児童生徒が増えると予想されることから鈴木図書館内（東西公民館を含む）で検討、併せて生涯学習センターで使用している「学びの森」を移設することも検討するといった内容で利用者に対し説明会を行いました。利用者から様々な意見が出され現在検討しているところだと思うがその後の状況について以下伺う。</p> <p>(1) 説明会で利用者の意見はどのような内容だったか伺う。</p> <p>(2) 説明会で利用者から意見を様々に受けた現在の検討状況を伺う。</p> <p>(3) 庁内会議で決定したうえで説明会を開催したのか伺う。</p> <p>(4) 今後の方向性についてどう進めていく考えなのか伺う。</p>	市長 教育長

質問議員 質問事項	質問の要旨	答弁要求者 職名
<p>5 二ノ宮 善 明</p> <p>1 日本学生支援機構奨学金と当市の鈴木忠次郎育英奨学金について</p>	<p>日本の教育への公的支出は国内総生産に占める割合が2.8%と、OECD加盟38カ国の中でワースト2位であり、日本の大学教育は個々の家庭の負担で支えられてきている。大学等進学（短大・専門学校含む）には高額費用がかさみ、親と相談するまでもなく自ら進学を諦めている子も数多くいるのではないかと推察する。我が国の教育については、日本国憲法第26条の「全ての国民は、ひとしく教育を受ける権利を有する」及び、教育基本法第4条により、国と地方公共団体に「経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」と、規定している。この奨学の措置を講じるためには、日本学生支援機構奨学金（以下、「支援機構奨学金」という）と、当市の鈴木忠次郎育英奨学金（以下、「育英奨学金」という）を市民に理解してもらい、利用に繋げなければならない。</p> <p>そこで以下伺う。</p> <p>(1) 支援機構奨学金と、育英奨学金の利用・返済要件等の違いを伺う。</p> <p>(2) 支援機構奨学金と育英奨学金の市内における過去10年間の利用者数、及び平均貸付金額の推移について伺う。</p> <p>(3) 育英奨学金の積立額に対して1年間の貸付金額を差し引いた残りの金額の有効活用についての検討は。</p>	市 長
<p>2 鈴木忠次郎育英奨学金の制度変更について</p>	<p>夢をかなえるために当市の育英奨学金を活用し、在学中に自分が希望する職種の資格を取り、卒業後には裾野市に戻って働き、納税をしていただき、家庭を持つことによって家族が増える。当市にとっては定住人口が増加し、税収が上がり、生活環境が良くなると同時に優秀な人材を得ることができる。それこそ、「日本一市民目線を目指す裾野市」の目標であり、「人と企業に選ばれるまち」を標榜している裾野市として、最高の行政サービスを提供する行政を目指していきたい。“そのような若者の貢献に対し、当市として応えるべき”であると、訴え続けてきた。そこで、質問を変更したので以下伺う。</p> <p>(1) 借入れをした奨学金の額により、返済の一定期間（市が設定）を過ぎた折には、月々の返済金を減額する等の市独自の「奨学金制度の変更」についての考えを伺う。</p>	市 長

質問事項	質問の要旨	答弁要求者 職名
<p>3 近隣他市町で実施している若者の定住について</p>	<p>多くの自治体では、大学生など若者の地方離れに歯止めをかけ、地方の人口減少、特に生産年齢人口といわれる15歳から64歳の層の人口減少が続いている。当市も例外ではないと思われ、このことによって、地域社会の担い手が減っているだけでなく、地域経済の縮小が更なる人口減少を招くという負のスパイラルが現実的な脅威となっていると、思われる。そこで、近隣市町の制度として、若者の地方定着や、都市部からのU・I・Jターンを促進するために、様々な制度を実施している。生徒・学生が利用しやすく生活しやすい社会をつくるためにも、参考にすべきであり、紹介をする。</p> <p>(1) 近隣O町では、平成28年4月から「保健師等就学資金」を貸与している。対象は保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士の6職種であり、資格取得のために養成所等に入学、または在学している人で、卒業後にO町に戻って働く意思がある方には、償還が免除される。基金創設ではなく、新年度予算で対応しているとのこと。 この制度への当局の考えを伺う。</p> <p>(2) 近隣N町では、大学進学や就職を機に若者が町外へ転出するのを防ぐため、大学等を卒業後、5年間継続して町内に居住し、正規雇用で就労する住民に奨励金を交付している。 この制度への当局の考えを伺う。</p> <p>(3) 近隣のM市及びN市は、「奨学金返還支援制度」を取り入れている。在学中に日本学生支援機構第一種または第二種奨学金を借り入れ、3月に卒業予定の学生が対象であり、大学等卒業後にM市・N市内に本社または本店のある中小企業等に就職し、市内居住予定の方が対象である。M市とN市の産業を担う人材確保を図るため、産業界と協力して在学中に借り入れた奨学金の返済の一部を補助している。この制度は、市内企業からの寄付金で成り立っている。 この制度への当局の考えを伺う。</p>	<p>市長</p>

質問事項	質問の要旨	答弁要求者 職名
4 公立小中学校の体育館へのエアコン設置について	<p>(4) 裾野市では、O町・N町・N市・M市のような市町独自の定住増加策等を実施していない。当市では、「静岡県移住・就業支援金」を推奨している。この制度は、東京23区の在住者か東京・神奈川・千葉・埼玉に在住で23区への通勤者が、静岡県内に移住し、中小企業に就職等した場合に、100万円(単身者60万円)を支給する制度である。静岡県全域が移住・就業支援の対象エリアであることから、当市を選んでいただく確率は少ないように感じる。</p> <p>裾野市独自の移住増加策を検討したらいかがであろうか。伺う。</p> <p>文部科学省によれば静岡県内の公立小・中学校の体育館のエアコン設置率はわずか1.9%で、全国平均の11.9%を大きく下回っている。体育館は断熱性能や耐震化などの問題が多々あるにも拘らず、災害時には地域の避難所として活用されるため、避難民の健康管理を考え、エアコン設置を完了している自治体もある。県内、公立小・中学校の体育館926カ所のうち、エアコンが設置されているのは18カ所しかない。当市においては、普通教室に限って言えばエアコン設置率は100%になった。9月定例会での一般質問では、ピアノの音や声楽等が他の授業の妨げにならないよう窓を閉め切って授業を行う音楽室や技術科室、ガスバーナーを使用する理科室、料理にガスを使用する家庭科室等々、窓を開けられない特別教室へのエアコン設置をお願いした。教育長の答弁では「様々な暑さ対策を実施してきたが、限界にきている。」との答弁もいただいた。特別教室へのエアコン設置は授業を受ける児童・生徒ばかりでなく、一日の大半を特別教室で過ごしている先生の体調管理にも必要なアイテムである。</p> <p>そう考えると、住民が長期間に渡り避難する可能性の高い体育館にも、空調設備完備の必要性を感じる。そこで以下伺う。</p> <p>(1) 長く、大変暑かった日々も11月になり、暑さもようやく落ち着いてきた感があるが、2023年はとにかく暑い日が続いた。来年の夏場は更に暑い日が続く可能性は高い。もし、そのような夏場に富士山噴火や台風により、体育館に避難しなければならない場合、避難所としての体育館の課題を伺う。</p> <p>(2) N町の公立小・中学校の体育館には「スポットクーラー」といわれる冷房設備が完備され、移動可能であることにより、設置費用もかからないそうだ。「実物を見せていただきたい」とN町の教育委員会に打診したところ、「1年間使用しないため倉庫の奥にしまってしまった。見ていただくことは、ごめんなさい。」とのことであった。避難民の体調管理のため、体育館にスポットクーラーを備えることについての見解を伺う。</p>	市長

質問議員 質問事項	質問の要旨	答弁要求者 職名
6 三 富 美代子	近年、大規模な風水害など、想定を超える自然災害が頻発化しています。こうした自然災害に対して、平時からの備えと、災害時の体制強化が必要です。	市長
1 災害への備え・災害時の体制強化について	<p>(1) 災害時には被災市町村に対して、他の地方公共団体や指定行政機関、指定公共機関、民間企業、ボランティアなどの各種団体から、人的・物的資源などの支援・提供が行われます。災害時に他の地方公共団体等から多くの応援職員等が派遣されると認識していますが、災害時の応援に対する本市の受け入れ体制について、現状を伺います。</p> <p>(2) 災害時において、応援職員等を迅速、的確に受け入れ、情報共有や各種調整等を行う体制を整備するための受援計画策定が必要と考えます。本市の受援計画の策定状況を伺います。</p> <p>(3) 災害時の避難所に指定される学校体育館のエアコン設置について、財政負担が大きく課題があることは認識しています。現状では窓や扉の開放や、大型扇風機などを使って熱中症対策を行っていますが、災害時の避難所では、高齢者も多く集まり、長期間にわたり寝泊まりする可能性がある夏季の避難所ではエアコン設置は必須であると考えます。避難所に指定される学校体育館のエアコン設置について、市長のご見解を伺います。</p> <p>(4) 大規模な災害では、避難所に多くの市民が避難されることになります。避難所での受入れ人数の超過や混乱も予想されますので、市内の宿泊施設と災害協定の締結を進める必要があると考えますが、本市の現状と今後の協定締結の推進について、ご見解を伺います。</p>	

質問事項	質問の要旨	答弁要求者 職名
2 高齢者および障がい者の就業支援について	<p>市内企業では、雇用に苦慮している企業があります。建設・警備・運輸業界などでは、全国的に人材不足が続いており深刻化しています。市内でも土木建築業やバス・タクシー業では、人材不足で困っており、特にタクシー業では、60歳以上の方にも2種免許の取得を支援して、タクシー運転手を増やそうとしています。また、シルバー人材センターでは、高齢者の求める就業先が変わってきており、事務やパソコン作業を希望する人が増えてきていますが、うまくマッチングが出来ていない状況があります。このようなことから、以下の点について伺います。</p> <p>(1) 高齢者の就業支援として、市内企業とシルバー人材センターと高齢者を、マッチングできる場をつくる必要があると考えますが、如何でしょうか。</p> <p>(2) シルバー人材センターでは、事務やパソコン作業を求める高齢者が増えているそうです。そこで市役所で、人材派遣業にお願いしていた事務作業を高齢者支援としてできないでしょうか。</p> <p>(3) 国では障害者総合支援法により、障がい者の雇用の促進を図っています。本市でも障がい者の就業促進の一環として、ヘルシーパーク裾野でのマッサージ事業で、障がい者の雇用促進を図ることはできないでしょうか。</p>	市長

質問事項	質問の要旨	答弁要求者 職名
3 誰もが投票しやすい環境に	<p>現在、目の不自由な方、または病気やけがなどで候補者の氏名等が書けない人は、係員が代理で投票用紙に記載する代理投票制度を利用することができます。係員に代理投票したいことを申し出て頂きますと、2人の補助者が指定され、そのうちの1人が選挙人の指示する候補者の氏名等を記載し、もう1人が立ち会います。期日前投票でも同様に、代理投票できます。</p> <p>このように、投票用紙に文字を記入することが困難な人を支援する代理投票制度はありますが、障がい者や高齢者は意思の疎通が難しい場合も考えられます。係員とのコミュニケーションを円滑に図ることは、ご本人の意思を尊重する上でも大変に重要なことであると考えます。</p> <p>(1) 投票に際し支援が必要な選挙人で、口頭による申し出が困難な方や苦手な方に、必要な支援を事前に記入していただき、投票所の受付でご提示いただくことで円滑な投票に繋げることのできる「投票支援カード」の導入をしては如何ですか。ご見解を伺います。</p> <p>(2) 投票所内で予想される困りごとや、手伝ってほしいことをイラストや文字で表示した「コミュニケーションボード」を各投票所に配備しては如何でしょうか。「書き間違えた」「投票所入場券を忘れた」などのトラブルに対して、指で指すことで困っていることを伝えることが出来るよう、「コミュニケーションボード」を導入しては如何ですか。ご見解を伺います。</p>	市長

質問議員 質問事項	質問の要旨	答弁要求者 職名
<p>7 岡本和枝</p> <p>1 誰一人取り残されない、学びの保障に向けて（不登校対策について）</p>	<p>本年3月文部科学省より、COCOLOプラン「誰一人取り残されない、学びの保障に向けた不登校対策」が示されました。文部科学大臣メッセージは、「小・中・高等学校の不登校の児童生徒が急増し約30万人となった。その背景には、長引く新型コロナウイルスの影響等が指摘されるが、より根底には、子どもたち一人一人の人格の完成や社会的自立を目指すための、学校や学びの在り方が問われている。また、90日以上の不登校でもあるにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生が4.6万人。不登校により学びにアクセスできない子どもたちをゼロにすることを目指す。」との不登校対策を示しました。</p> <p>COCOLOプランの方向性のもと、裾野市の対応をお伺いします。</p> <p>(1) 「不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにする。」このことについて裾野市の実情を伺います。</p> <p>(2) 校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）について、取組状況を伺います。</p> <p>(3) 教育支援センター「ふれあい教室」の展望について伺います。</p> <p>(4) 生涯学習センター内の「学びの森（教育センター）」に「ふれあい教室」の分室を設置できませんか。</p> <p>(5) 裾野市の教育のあり方検討委員会では、不登校施策検討はどのように位置づけられていますか。</p> <p>(6) 教育センター・教育支援センターの設置要綱制定の考えを伺います。</p>	<p>市長 教育長</p>

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 要 求 者 職 名
<p>2 新しい美化センターは市単独（公設）整備を求めます</p>	<p>新しい美化センターは、現在と同じ一般廃棄物のみを処理する施設が望ましいと思ひ以下伺います。</p> <p>(1) 裾野市土地利用事業に関する指導要綱では、産業廃棄物処理施設の土地利用事業については、原則として当分の間認めないものとなっている。この個別基準が定められた当時の時代背景を伺います。</p> <p>(2) 静岡県東部に存在する産業廃棄物焼却施設の実情・実績はどうなっていますか。</p> <p>(3) 民間施設を活用した廃棄物処理体制の構築に向けて、サウンディング調査（対話：民間の声を聴き、活かす）に取り組まれている。市民に対しても、パブリックコメント制度を使って意見を求めることが必要ではありませんか。</p> <p>(4) 公共がごみ処理を委託する「公民連携方式」のリスクをどのように認識されていますか。</p> <p>(5) カーボンニュートラル実現に向けた、ごみ減量化の取組をどのように考えていますか。</p> <p>(6) カーボンニュートラルが達成された社会はごみを燃やす量が減り、燃やす行為に高い代償を払うカーボンプライシング社会であることが予測されると言われます。施設規模を拡大し燃やす量を増やすことは、リスクになっていくではありませんか。見解を伺います。</p>	<p>市 長</p>

質問事項	質問の要旨	答弁要求者 職名
<p>3 現行健康保険証は、マイナンバーカードとの一体化ではなく存続を</p>	<p>国は2024年秋に、従来の紙の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一体化しようとしています。しかし、マイナンバーカードの個人情報のひも付けをめぐるトラブルが相次ぎ、本年4月のオンライン資格確認義務化以降、マイナ保険証の利用率は下がり続けていると言われています。</p> <p>昨年秋以降、全国約90の地方議会から反対や慎重な対応を求める意見書が国に提出されています。神奈川県も6月に「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に対する要望書」を厚生労働省保険局長に提出しています。</p> <p>(1) マイナンバーカードの健康保険証利用の条件となる、保険医療機関等におけるカードリーダーやオンライン資格確認等システムの導入状況はどうなっていますか。</p> <p>(2) 国は、マイナンバーカードでオンライン資格確認を受けることができない状況にある人に対しては、被保険者本人等の申請に基づき、資格確認証を交付するとしていますが、国民健康保険の保険者としての裾野市への影響はどうなりますか。</p> <p>(3) 国民健康保険税収納事務に、資格証明書・短期被保険者証の交付がありますが、マイナンバーカードと健康保険証の一体化がされるとどのような影響がありますか。</p>	<p>市長</p>

質問議員 質問事項	質問の要旨	答弁要求者 職名
<p>8 土屋主久</p> <p>1 除草コスト削減と市道の適正管理について</p>	<p>道路を適正に管理し維持するには、多くの予算が必要となる。財政非常事態宣言下の当市では、道路維持費のコスト削減についても検討せざるを得ないと考える。しかしながら、道路維持費の削減については、これと言った対策がなく、例えば、除草作業を年2回から1回に削減するなどの方法が取られるが、雑草の繁茂から、地域住民の環境意識や交通安全の観点からの相談が増えることとなり、これに対応する職員の負担増加につながってしまうことが考えられます。今回は、現状における道路維持作業に関しお聞きする中で、市道の適正管理につながる除草手法について確認していきたいと思えます。</p> <p>(1) 裾野市が管理すべき市道の現状における除草等管理の状況ですが、「①市道全延長が適切に管理されている。」「②相談が多い路線の管理に留まっている。」「③道路の適正管理には程遠い状況である。」という状況が考えられるが、どの様な状況か管理の実情について伺う。</p> <p>(2) 除草作業は通常、年2回の草刈り機による刈り取り・片付け作業という内容になると思うが、現状における草刈り機による除草効果をどのように考えるか伺う。</p> <p>(3) 道路維持管理上、雑草がもたらす道路構造物への影響についてどのように考えているか伺う。</p> <p>(4) 現状における除草作業では、除草回数、人件費の高騰、必要とする作業人数、道路構造物への影響などを考えると、管理費が増加するばかりで、前年度同額の年間予算の確保では、実施できる除草面積は減少の一途と考えます。そこで、新たな除草方法の導入により、箇所当たりの事業費を削減し、施工面積を増加させるため、市道の除草委託において除草剤を活用した施工を導入すべきと考えるが、施工事例はあるか伺います。</p>	<p>市長</p>

質問事項	質問の要旨	答弁要求者 職名
<p>2 女性参画による自主防災組織体制の充実と女性消防団の体制強化による地域防災力の強化について</p>	<p>地域における自主防災組織の体制強化は、南海トラフ地震など大規模地震、富士山噴火による災害への備えが叫ばれる中、近年、その重要性はさらに高まっている。災害発生時の避難所運営など、被災時は市が避難所を開設するものの、災害対応業務の多さから市職員に頼り切った避難所運営は不可能と考える。また、避難所生活における様々な問題・課題の解決には、女性の視点からの意見を取り入れた避難所マニュアル作成など、女性の参画が叫ばれている。</p> <p>また、自主防災組織の育成の観点から、令和4年8月に静岡県地域防災計画が改定され、「共通対策編」第2章「災害予防計画」第8節「自主防災組織の育成」では、「地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。」とし、自主防災組織は、「自治会等を活用し、防災担当役員を設けて防災活動が効率的に実施できる組織とすること。また、県及び市町は、自主防災活動に多様な意見が反映されるための手段の一つとして、自主防災組織の責任者又は副責任者への女性登用や、防災委員等役員への女性の3割以上の配置など、女性の参画が促進されるよう、自主防災組織への助言・支援等に努めること。」としております。</p> <p>さらには、防災力向上に向け、女性消防団が誕生しましたが、その目的は、女性の視点で火災予防や地域防災などの広報・啓発を行うこととされており、裾野市女性消防団は平成8年4月に発足し、現在に至っております。</p> <p>防災計画、地域における防災体制の強化、被災時の避難所運営などと考えると女性消防団員は地域防災力の大きな力となっているものと考えます。</p> <p>消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）が制定された訳ですが、その目的・理念は、「消防団員を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全確保に資する。」ということであります。基本的施策としては、消防団の強化策として、消防団への加入促進（公務員の消防団員との兼務、職務専念義務の免除）が定められております。以上のことから、以下、「女性参画による自主防災組織体制の充実と女性消防団の体制強化による地域防災力の強化について」伺ってまいります。</p> <p>（1）自主防災組織への女性の参画ですが、静岡県地域防災計画では、自主防災組織の責任者又は副責任者への女性登用や、防災委員等役員への女性の3割以上の配置が求められています。裾野市における自主防災組織の女性役員の参画現状について伺います。</p> <p>ア 静岡県地域防災計画にいう、自主防災組織における男女共同参画の必要性について、どの様に考えているか伺う。</p> <p>イ 自主防災組織の責任者又は副責任者に女性を登用している組織数を伺う。</p>	<p>市長</p>

質問事項	質問の要旨	答弁要求者 職名
	<p>ウ 防災委員等役員への女性3割以上の登用が達成されている自主防災組織数を伺います。</p> <p>エ 自主防災組織の責任者又は副責任者への女性登用や、防災委員等役員への女性の3割以上の配置が進まない原因をどの様に捉えているか。</p> <p>オ 自主防災組織の責任者又は副責任者への女性登用や、防災委員等役員への女性3割以上の登用は、自主防災組織の体制強化を考えると、達成しなければならない目標値と考えます。今後の取り組みについて伺う。</p> <p>(2) 女性消防団の団員について、総務省消防庁では「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月25日閣議決定)において、消防団員に占める女性の割合について10%を目標としておりますが、裾野市の現状を伺う。</p> <p>ア 裾野市の女性消防団の団員数は、現在20名だが、増加傾向にあるのか減少傾向なのか伺う。</p> <p>イ 女性消防団の団員の年代構成について伺う。</p> <p>ウ 女性消防団の現状における活動について、どの様に評価しているか伺う。</p> <p>エ 女性消防団への入団者を増加させる対策として、現在、どのような対策を講じているか伺う。</p>	

質問事項	質問の要旨	答弁要求者 職名
	<p>オ 新団員の確保の方策として、市職員の入団は、団員の負担軽減、入団への動機付け、自主防災組織への女性参画などに有効と考えますが、現在、裾野市役所における男性職員の消防団への入団者数及び女性職員の女性消防団への入団者数を伺う。</p> <p>カ 女性消防団員の確保・自主防災組織への女性参画を推進するため、防災担当部署（危機管理課）に、女性正規職員を3割配置すべきと考えるが考えを伺う。</p> <p>キ 消防団員の確保に向け、公務員の団員の兼務・職務専念義務の免除があります。多くの女性消防団員を確保し、地域における自主防災組織への女性の参画を促すには、市職員が入団し女性消防団員として姿勢を示すことが重要ではないかと考えますが、改めて見解を伺う。</p>	

質問議員 質問事項	質問の要旨	答弁要求者 職名
9 増田 祐二	<p>裾野市では総合計画に「市民サービスの向上を目指すスマート自治体の推進」を掲げ、平成30年にデータ利活用推進シティ宣言をしており、オープンデータ化や各種トライアルなど様々なDXに早い段階から取り組んできました。各種取り組みは、それぞれの分野で知見を得たり、業務改革に繋がるものはあったものの、直接的な住民福祉の向上の点からは結果が見えにくいと認識しています。</p> <p>本年度はデジタル部が新たに設置され、また7月に裾野市DX方針が示されことにより、2025年度でのありたい姿が明示されました。推進体制としても最高情報統括責任者(CIO)、CIO補佐官、庁内ICT推進員をおき、また包括連携の締結による民間活力との連携が示されており、「市役所に行かない」「行っても待たない」「誰もがデジタルツールを活用できる」といった住民福祉としてわかりやすいものが挙げられています。実際に市民課の窓口予約はすでにスタートしており、スマートフォンがあれば行っても待たないような仕組みは構築されているところから、この方針へのスピード感が伺えます。</p> <p>総合計画の大綱5「時代のニーズに応えられるまち」、そのためのDX方針で定めた2年後のありたい姿への具体的な進め方について以下伺います。</p> <p>(1) 本年度中に行うもののうち、サービス改善のうち制度設計をするものとして、「市民モニター制度」「おくやみ窓口」「書かない窓口」、業務効率化をするものとして、「業務プロセス可視化」とある。それぞれに対して、担当課や担当者、業務フロー、フィードバックによる改善などを含めた総合的な進捗管理はどのような状況か。</p> <p>ア 市民モニター制度</p> <p>イ おくやみ窓口</p> <p>ウ 書かない窓口</p> <p>エ 業務プロセス可視化</p>	市長

質問事項	質問の要旨	答弁要求者 職名
<p>2 コミュニティ活動の場作りとスマートロックについて</p>	<p>(2) デジタルが活用されればされるほどに、デジタル・ディバイドと言われる情報技術の活用による格差が指摘される。デジタルツール活用教室により不得手な方への対応を図る考えと認識して伺う。</p> <p>ア これまでのデジタルツール活用教室の実績は。</p> <p>イ 参加者からはどのようなフィードバックがあるか。</p> <p>ウ 今後の展望をどのように考えているか。</p> <p>アフターコロナとなった本年度、市でも市内各地区でも様々な催事や行事が開催されています。この事は大変喜ばしく、また中断を乗り越えて再開に尽力された区長会や各種団体の皆様には、心から感謝と敬意を表する次第です。しかし、コロナ禍の期間に、様々な団体では会員の減少、またそれに伴う団体の解散などがあり、いわゆる担い手といわれる方が、見つかりにくくなっている状況があります。</p> <p>一方で市は、総合計画に「市民自治によるコミュニティ活動の促進」を掲げており、コミュニティ活動の環境整備が明示されています。須山・富岡・深良地区にはそれぞれ支所があり、各地区には集会所が整備されていますが、これらは施設管理者の施錠管理、あるいは鍵の貸出により使用が可能であり、多くは書類による申請や申し出が必要となります。コミュニティ促進には「知り合う」「対話する」といった「場」が極めて重要であり、この場を整えるためのハードルはできるだけ低くする必要があります。折しも区に対して「地域づくり割」の考え方が示されたなか、市民自治の場づくりについて以下伺います。</p> <p>(1) 市は、担い手の拡大を含めたコミュニティ促進の場をどのようにデザインしているか。</p> <p>(2) 「住民自治によるコミュニティ活動の促進」に資する環境整備のありたい姿はどのようなものか。</p> <p>(3) 支所や集会所の活用に対するハードルを下げ、鍵の管理者とお互いの負担軽減、使用履歴の管理等では、スマートフォンを活用したスマートロックが有効と考える。市はどのように考えているか。</p>	<p>市長</p>

質問事項	質問の要旨	答弁要求者 職名
<p>3 サウンディング型市場調査に対する市の考え方は</p>	<p>令和元年に国土交通省が示した「地方公共団体のサウンディング型市場調査の手引き」（以下：手引き）によれば、サウンディング型市場調査は、事業を始める前や事業化できるかという検討の段階で、民間事業者と直接の対話し、その意見や新たな提案の把握などを行うことで、対象事業ができるか見るための情報収集を目的とした手法、という旨が記されています。近年、自治体ではこの手法を用いた事業構築が増えており、効果があることは推察されます。裾野市でも、平成30年にはスポーツ施設等指定管理業務、本年7月には岩波駅前拠点誘導施設の整備に対してサウンディング型市場調査を実施し、また現在も本年度末まで、一般廃棄物処理体制の構築に対して行っています。</p> <p>一方で、民間事業者との対話においては、知的財産の保護の観点から、対話内容が公開されることはほとんどありません。手引でも「官民連携を推進するうえでは官民相互の十分な意思疎通が重要であるが、一方で、特定の民間事業者との関係性が強い場合には利害関係に疑念を抱かれる場合があり、結果として事業推進の障害となることが想定される。サウンディングの実施にあたっては、公平性・透明性に留意することが必要である。」と記されています。</p> <p>また、市では、現在公表されているもの以外に、学校給食調理施設についても、サウンディング型市場調査が報道されています。</p> <p>この手法に関する考え方を整理し、最大の効果に資するものであるかどうかを以下伺います。</p> <p>(1) 裾野市がサウンディング型市場調査をする目的は。</p> <p>(2) サウンディング型市場調査の実施を決定する際のプロセスは。</p> <p>(3) サウンディング型市場調査のメリットをどのように認識しているか。</p> <p>(4) サウンディング型市場調査の課題にはどのようなものがあるか。</p> <p>(5) 当市では公平性・透明性に対してどのような点に留意しているか。</p> <p>(6) 課題を踏まえたこの手法の今後の展望をどのように考えているか。</p>	<p>市長</p>

質問議員 質問事項	質問の要旨	答弁要求者 職名
<p>10 小林 俊</p> <p>1 公共施設の休館日</p>	<p>(1) 裾野市の多くの公共施設が月曜日休館となっている。根拠は何か。</p> <p>(2) 文化センターは指定管理に移行した後、月曜日開館となっていた。現在月曜日休館となった経緯は何か。</p> <p>(3) 市民団体が会議室等を利用しようとする、月曜日はどの施設も使えなくて困ることがあるようである。改善策はあるか。</p>	<p>市長</p>
<p>2 農業振興</p>	<p>(1) 裾野市の人・農地プラン（以下プラン）は、平成31年1月に改訂されたままとなっている。この扱いはどのようにする考えか。</p> <p>(2) 農水省では、プランから、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を策定するよう求めている。現状と方向性はどうか。</p> <p>(3) 農地集約に関して、深良地区での圃場整備事業に合わせ、中間管理事業を活用する旨の記述がプランにある。中間管理機構、農地バンクなど中間管理事業に関する当市域の状況はどうか。</p> <p>(4) プランの「今後の地域農業のありかた」に記載の6次産業化などを推進するためには、やはり農業法人が必要と考える。地域密着の地域農業者が参加・運営する農業法人の起業、運営を支援する考えが裾野市にあるか。</p>	<p>市長</p>

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 要 求 者 職 名
3 県道仙石原新田線改良拡幅の早期完成	<p>県道仙石原新田線の改良拡幅に必要な保安林の解除は、関係各位の尽力で実現した。思いのほか早く県が対応してくれたことは、今後の工事実施、早期完了への期待を高めてくれた。これからも地元、裾野市、関連する全ての人力を結集して推進していきたい。</p> <p>(1) 改良工事に関して、一部現県道とは離れた迂回ルート、バイパスを造るという考えがあるとのことである。内容はどのようなものか。</p> <p>(2) 現線形とは異なる道路を開設する場合、工事計画はどのような手順で決定されるのか。</p> <p>(3) 迂回ルートを造るとして、工期に与える影響はどのようなものか。</p> <p>(4) 地元では以前から、深良用水穴口付近に駐車スペースを設けたいという強い要望がある。これは世界かんがい施設遺産の深良用水を裾野市の観光入り込み客の増加、観光関連産業の発展に少しでも役立てたいという考えからである。県道の工事と合わせてこの事業を実施することは様々なメリットがある。地元、権利者等は最大限の協力を惜しまないので、市もこの事業を推進して欲しいが、どう考えるか。</p>	市 長

質問議員 質問事項	質問の要旨	答弁要求者 職名
<p>11 則 武 優 貴</p> <p>1 公共施設の ICT 化について</p>	<p>当市において、現在多くの公共施設が広く市民に提供されており、その種類は運動施設、文化施設、学校施設など多岐にわたる、このような公共施設の運営方法もまた多様で、一部の施設は指定管理者に委ねられており、その他の施設は市の職員によって直接的に管理が行われている。その中で近年、各地方自治体において、公共施設の運用における ICT 化の波が急速に広がっている。</p> <p>この ICT 化の背景には、施設利用者にとっての利便性向上、施設管理者にとっての業務負担軽減など多くの利点が存在する。具体的に言えば、利用者はオンライン予約や支払い手続きを通じて手間を軽減し、効率的に施設を利用できるようになる。これにより、待ち時間の短縮や複雑な手続きの削減が期待され、市民にとってより便利な公共サービスが提供されると考える。一方、施設管理者にとっても、ICT 化により効率的な運用管理が可能となり、業務プロセスの向上やリソースの最適化が実現されるのではないかと。</p> <p>さらに ICT 化の導入により、利用者の満足度向上や提供されるサービスの質向上が期待され、施設のデータ分析を通じて、需要予測や施設の改善点を把握し、効果的な施策を実施することが可能となる。これは市長の掲げる市民満足度向上の目標に直接関連し、市民の生活品質向上に寄与するのではないかと。</p> <p>当市における ICT 化の方針について以下何う。</p> <p>(1) 現状の公共施設利用者からの評価について。</p> <p>ア 公共施設が提供しているサービスについて、利用者の評価はいかがか。</p> <p>イ 利用者からのサービスの提案などは過去にあったか。</p> <p>ウ 不足していると感じるサービスはあるか。</p> <p>(2) 公共サービスの ICT 化の現状について。</p> <p>ア 現在に至るまで ICT を活用したサービスはあるか。</p> <p>イ 検討などの話し合いはされたか。</p> <p>(3) 今後の方針と提案</p> <p>ア 今後導入を検討しているサービスはあるか。</p> <p>イ すでに ICT サービスの導入が行われている自治体が多くあるがどのように考えているか。</p> <p>ウ 電子決済サービスを導入することにより、市民満足度の向上が見込まれるが、いかがお考えか。</p>	市長

質問議員 質問事項	質問の要旨	答弁要求者 職名
<p>12 小林 浩文</p> <p>1 児童生徒の安全を守る方策について</p>	<p>児童生徒が過ごす環境には、様々な危険が潜んでおります。日ごろから教職員、保護者、地域住民等が協力して、児童生徒の安全確保に努めていただいておりますが、予期せぬ事態はいつ何時でも起こり得るものですし、また学校再編計画を進めていることもあり、さらなる安全対策を講じていくことが必要になるものと考え、以下質問いたします。</p> <p>(1) 通学路では、ドライバーに注意を促す道路等への表示や進入規制、防犯灯の設置などの安全対策が取られておりますが、身を守るために一番大切な児童生徒への安全教育は、どのように行われていますか。</p> <p>(2) 学校生活においては、設備や用具の利用などにルールを決め、ケガをしたり、させたりといったことがないように配慮されていると思います。しかし、危害を加える意図を持った侵入者に対しては、児童生徒は「まず逃げる」以外になく、教職員が対処することになりますが、訓練を行っていても、どんな凶器を持っているのかわからない侵入者に近づくこと自体が恐怖であると思います。そこで、一定の距離を保ったままで、力の弱いものでも侵入者を制圧できる防犯機器を配備すべきであると思いますが、お考えを伺います。</p>	<p>教 育 長</p>
<p>2 今後の財政見通しと実施事業の精査に対する考えについて</p>	<p>令和6年度当初予算の編成を行っている最中であると思いますが、令和5年度の決算では実質単年度収支の赤字が見込まれるという見解が示されていると理解しております。第2期行財政構造改革を進めているところではありますが、収支均衡に向けた具体的かつ恒久的な成果が見える前に、大型事業への着手がなされております。</p> <p>(1) デジタル化を進めた経費を、実質的な効果額で相殺できるのはいつ頃になると見込んでいるのでしょうか。例えば、交付金で導入した機器が耐用年数を経過した後は単独での更新となることから、計算上では5年から7年程度で経費に相当する歳出が削減されなければ、住民サービスの向上が図られたとしても、目前にある財政課題に対しては、マイナスと言わざるを得ません。上半期の実績から、人件費、物件費などで、シミュレーションをしていると思いますので、その状況と今後に対する考えを伺います。</p> <p>また、デジタル化による効率的な事務執行による効果額は、実額として現予算に反映されているのか、人員配置はどのように変化すると見込まれているのか、組織の細分化による人件費への影響は、令和4年度決算との比較においてどのような状況にあるのか併せて伺います。</p>	<p>市 長</p>

質問事項	質問の要旨	答弁要求者 職名
	<p>(2) 令和4年度は、法人市民税が上振れしたことなどにより、実質黒字となりましたが、安定した歳入確保は、個人市民税と固定資産税が核となると考えます。一つの方策として、調整区域における地区計画制度の活用に向けて方針の策定を進めているところですが、これには農用地の壁が大きく立ちはだかっております。</p> <p>農業従事者の減少、後継者の不足、農地の荒廃など、当市の農業を取り囲む環境は、法律で一律に規制する農地政策にはなじまない現状があると感じております。私の地域も半数近くが65歳以上の高齢者となっており、農家のほとんどは第2種兼業農家であります。農地の集約、整備により生産効率を高める考えは理解できますが、農用地区域は50年近くほぼ変わっておりません。生活スタイル、家族形態などが大きく変化してきた中で、既存の住居エリアから一定の範囲では、農用地から除外するなど、抜本的な計画の変更を行う必要があると考えます。県の計画の枠内で市の計画を立てざるを得ない制約があるかとは思いますが、クラスター型で都市機能の集約を進め、地域コミュニティを維持していくためには、重要かつ喫緊の課題であると思えます。県外のある自治体の首長は、ことあるごとに県の関係部局を訪れ、実情を訴え続けて、ついにすべての農用地区域をなくしました。個々の事情は異なるものの、事務レベルを超えた次元で市の熱意、実情を訴えていくことが必要な時期に来ていると考えますが、これらについての認識と考えを伺います。</p> <p>(3) 税収増を図る様々な施策、事業をお考えと思いますが、企業誘致等により投資した経費を上回る税収を得るまでには、少なくとも数年はかかると考えられます。しかも、税収の増加は、地方交付税の減と相反関係にもあり、行財政構造改革の計画期間内に地方交付税の減額分と用地費や補助金などを合わせた金額を上回る税収増は到底考えられません。まして、法人市民税は景気に左右されやすく不確定要素が強いことから、この増加を見込まない財政計画を立てることが基本的に必要と考えられますが、具体的な税収増の目標額とそれを実現するために要する費用をどのように見込んでいるのか、また目標達成までの期間をどのように見込んでいるのか併せて伺います。</p> <p>(4) 予算編成方針に示されているビルドアンドスクラップの考え方は、優先順位につながるものと理解しておりますが、歳入歳出の見込みを踏まえたと、即効性も求められる状況にあると考えます。市長戦略事業と健全な財政運営の維持、必要性、有効性、優先順位等のバランスはどのようにお考えか伺います。</p>	

質問事項	質問の要旨	答弁要求者 職名
3 地域づくりの今後について	<p>共生社会の基礎として、地域主権的な考えのもと、定期的に地域課題を協議し、解決に向かう組織づくりの第一歩として、区運営費交付金の「地域づくり割」が創設されると理解しております。各区の交付金額がどのように変化するのか不明ですが、現状よりも減額となる区も少なくないと考えます。また、有志による組織として認められる要件は示されておりませんが、これまでの「役員」から離れ、これからの地域づくりに欠かせない考え方であると思います。</p> <p>他方、各区に共通する地域課題も多く、いわゆる5地区で様々な取り組みが行われてきた経緯もありますので、将来的には現在の中学校区の範囲で地域課題に取り組む組織の設置が望まれると考えております。学校と地域の連携、協働を進めておりますが、学校再編により現状の5地区と中学校区は一致しなくなることから、地域づくりの枠組みについても考えていく必要があると思っておりますが、約65年間、5地区の枠組みで、様々な行事等を通じてコミュニティを形成してきた経緯を踏まえますと、当分の間は5地区を念頭に置いて地域づくりを進めていくことが現実的であると思います。</p> <p>地域の課題を認識し、地域で取り組むことは、大事なことです。経費を必要とする場合も多々あるかと思えます。小さな単位で取り組めることであっても、複数の区や大字単位、旧5ヶ村ごとに取り組むほうが、費用や人材確保などの面で効率的なこともあると考えます。</p> <p>(1) 区運営費交付金の見直しにとどまらず、次の段階を見据え、5地区の単位での組織化及び地域課題に取り組むための交付金を交付することに対する見解を伺います。</p> <p>(2) 先ごろ示された東西公民館の廃止の方針についてですが、3支所が併設されている地区コミュニティセンターと同様に、西地区、東地区の地域づくりの拠点として設置され、各種団体等が構成メンバーの状況等に応じて使用してきた経緯もあり、社会教育の分野においては後退するものではないかと懸念しております。地域づくりにおける同施設の位置づけや機能をどのようにお考えか、社会教育委員のご意見も含めてご見解を伺います。</p>	市長